

平成19年度 国立大学法人熊本大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 学生定員

熊本大学の平成19年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

2) 学士課程(教養教育)

枠内に、中期計画を記載(以下同じ。)

現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を涵養する。

「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを実施するとともに、厳格で一貫した成績評価を行う。また、教育会議で現行カリキュラムの再検討を行う。

3) 学士課程(専門教育)

教養教育との有機的連携を図り、専門知識・技術・技能による課題発見と解決能力の修得を目指すカリキュラムを実施し、社会に貢献できる質の高い専門知識と能力を修得させる。

改組を行った学部においては、授業改善アンケート等を通じ、教養教育と専門教育の成果を検証し、カリキュラムの改善を図る。また、平成18年度から新カリキュラムを実施した学部においては、その実効性を検証する。併せて、教育評価委員会において、カリキュラム評価等を実施する。

学部教育と大学院教育との有機的連携の下で大学院への進学を拡充する。

大学院への進学を拡充するため、学部教育と大学院教育との連携の下でカリキュラムの見直し等を行うとともに、進学希望者の自立的学習を支援するe-learningコンテンツの充実を図る。

4) 大学院(修士課程)

専門教育と大学院教育とを有機的に連携させた一貫性のある教育プログラムを整備し、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する高度の専門知識と課題解決能力を修得させる。

人文社会科学系大学院は、平成20年度改組に向けて、研究者養成プログラムとともに専門知識と課題解決能力を持った高度専門職業人養成プログラムの開発を進める。

また、保健学教育部は、平成20年度新設に向けて、専門教育と大学院教育を有機的に連携させた一貫性のある教育プログラムを作成する。

5) 大学院(博士課程)

社会文化科学研究科：高度な理論知識及び幅広い総合的視野をもって、自立して研究を遂行し得る能力並びに実践的・政策的課題の解決に貢献し得る能力を修得させる。

自立した研究能力・課題解決能力を有する人材を修士課程と連続して育成するため、平成20年度実現に向けて、区分制大学院への改組を進める。

自然科学研究科：幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を修得させる。

平成18年度に採択された「魅力ある大学院教育」イニシアティブの「異分野融合能力を持つ未来開拓型人材育成」プログラムを実施するとともに、「プロジェクトゼミナール」の充実を図る。

医学教育部及び薬学教育部：医学及び薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観並びに先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を修得させる。

医学教育部は、平成20年度からの新カリキュラム実施に向け、具体的な授業計画等を作成するとともに、エイズ制圧を目指した研究者養成プログラムを平成19年度から実施する。

薬学教育部は、平成18年度に新設したDDSコースの博士後期課程のプログラムを整備する。

6) 専門職大学院(法科大学院)

社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び新しい法的ニーズに的確に対応できる能力を修得させる。

新司法試験の結果を踏まえ、カリキュラムの見直しを行い、より教育効果の高い授業内容及び授業方法への改善を図る。

司法試験において、全国平均を上回る合格率を目指す。

新司法試験の問題及び解答の解析を行い、授業内容の拡充を図る。また、修了者のうち司法試験受験希望者である「法務学修生」の学修支援を充実させる。

7) 職業観の涵養

職業観を涵養するため、キャリア教育として、職業選択に関係する授業科目を学士課程教育の中に開設する。

全学共通のキャリア科目を実施するとともに、学部の特性と進路戦略に応じたキャリア教育を企画・実施する。

学生が自己の職業適性や将来計画について考える機会となるインターンシップを充実させる。

公募型インターンシップの単位化も含めて、各学部等の教育目標と進路戦略に相応したインターンシップを拡充する。

8) 教育の成果・効果の検証

本学のカリキュラム、FD(Faculty Development)・授業評価、教育システム等について調査研究し、教育委員会において、実効ある具体的な検証システムを開発し持続的な検証を行う。

教養教育、専門教育及び大学院教育の情報集積に基づき、教育評価委員会において、教育の成果・効果の検証を行う。

学生アンケート調査等による授業評価を行い、教育の成果・効果を検証する。

教育評価委員会において、「授業改善のためのアンケート」、「厳格で一貫した成績評価」等の結果を多面的に分析し、「教育改善・質保証システム」を整備する。

卒業生や学外者（就職先）等へ教育に関する調査等を実施し、その結果を教育にフィードバックして、更なる改善を図る。

教育評価委員会において、「卒業生に対する教育の成果に関する調査」及び「就職先等に対する教育の成果に関する調査」の結果を多面的に分析し、「教育改善・質保証システム」を整備するとともに、調査方法の見直し等を行う。

TOEIC等の外部試験を用いた教育成果の検証を、可能な分野から採用する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

技術者教育をはじめとする専門職業教育の分野において、可能な分野から、JABEE等のアクリディテーション（適格認定）システムの活用を図り、教育の成果・効果の検証に活用する。

工学部において、JABEE・ISOの認証更新に向け、引き続き改善を行う。

また、法曹養成研究科において、大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価を受ける。

（2）教育内容等に関する目標を達成するための措置

1）アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーを大学の広報誌・ホームページなどを通じて広報し、高等学校・企業・地域社会などへの周知徹底を図る。

人文社会科学系大学院及び保健学教育部の平成20年度改組・新設に向けて、大学の理念・目的及び各学部等のアドミッション・ポリシーの広報を強化するとともに、周知度に関するアンケート調査等を実施する。

アドミッション・ポリシーに応じた学生の受入れや社会人、留学生など幅広い人材の積極的な受入れのため、推薦入試を含め入学者選抜方法の改善について検討し、必要な改善策を講じる。

各学部等から提出された「今後の入学者確保の方策」等を基に、入学者選抜方法の改善を図る。

大学の教育研究の実態を高校生へ周知するため、体験入学、オープンキャンパス、学部説明会などの充実に努めるとともに、高大連携を推進する。

「オープンキャンパス等の改善のためのアンケート調査」等を分析し、オープンキャンパス等の充実に努めるとともに、出前授業、高等学校との情報交換会等によって高大連携を強化する。

2）学士課程

新しいカリキュラムの基本的枠組みを示した「21世紀熊本大学教養教育プログラム」に明示された新たな教育目標を基にカリキュラムを編成し、実施する。

教養教育の質の向上を検証するとともに、各学部の教育目標の視点から、教養教育改革の方向付けを行う。

英語によるコミュニケーション能力の重要性に鑑み、英語での討論・プレゼンテーションの基礎能力を育成するため、CALL(Computer Assisted Language Learning)教育を充実させるとともに、指導体制と評価方法の改善を進める。

平成18年度に開発した「語彙サイズの判定に基づく英語学力診断」を試行的に導入するとともに、語彙以外の領域における学力診断テストの研究を進める。

急速な情報化に対応できるように、主体的に情報を収集・分析・判断・創作・発信する能力とともに、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能に関する基本的知識や能力の育成を図るために、情報関係科目を充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

少人数クラスの基礎セミナーを中心とする転換教育を充実させる。

「基礎セミナー共通指導ガイドライン19年度版」に基づき転換教育を展開するとともに、学部別意見交換会を開催し、授業実施報告書を作成する。

入学者の多様化に応じた教育を円滑に行うため、数学・理科などの自然科学についての補習教育を充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

国内外の大学との単位互換の枠を拡大する。

放送大学との共同研究プロジェクトを継続するとともに、受講学生から意見を聴取し、利用拡大に向けた検討を行う。

各学部の教育目標に応じた教育プログラムの研究開発を進める。

文学部、教育学部及び法学部においては、カリキュラムの見直しに着手する。また、薬学部及び工学部においては、平成18年度から実施した新カリキュラムの実効性を検証する。

高学年において卒業研究以外の授業でも、プロジェクトベースト・ラーニング(課題設定・解決型学習)の導入を推進する。

Kumamoto University Teaching On-line(『教育方法改善ハンドブック』)の活用を促進し、引き続き各学部等の教育目標に適合したプロジェクトベースト・ラーニングやプロジェクト研究を推進する。

3) 大学院修士課程と博士課程

修士課程と博士課程との関連に配慮しつつ、各研究科の目的に照らして、

教育課程の改善を進める。

文学研究科及び法学研究科並びに社会文化科学研究科を改組し、区分制の新しい社会文化科学研究科の設置準備を行う。また、保健学教育部修士課程の新設を申請する。

課題探求能力の涵養を目指すカリキュラムとして、プロジェクトベースト・ラーニング、フィールドワーク、プロジェクト研究などを充実する。

Kumamoto University Teaching On-line (『教育方法改善ハンドブック』)を活用して、引き続き研究科・教育部の教育目標に適合したプロジェクトベースト・ラーニング、プロジェクト研究を強化する。

国際的教育を促進するため、英語による講義を拡充する。また、国際会議・シンポジウムなどへの学生の出席や発表を奨励し、単位化を図る。

「熊本大学国際奨学事業」を展開して、学生の国際学会への出席などを奨励する。また、国際学会における発表の単位認定等を推進する。

4) 法科大学院

プロセスとしての法曹養成を実現するため、毎回の授業目標を明確化し、その目標達成の積み重ねを確認するなど、段階的・系統的な教育を実施する。

既存の法律基本科目・法律実務基礎科目について、授業内容の見直しや単位配当の見直しを行う。

実践的能力習得のため、リーガルクリニックやエクスターンシップの充実を図る。

平成18年度に開設した附属臨床法学教育研究センターを活用して、リーガルクリニックやエクスターンシップなどの充実を図る。

5) 多様な教育方法

演習・実験・実習や共同制作のみならず、講義においても教員と学生との密接なコミュニケーションを図るため、双方向教育の改善を図る。

Kumamoto University Teaching On-line (『教育方法改善ハンドブック』)を拡充・発展させるとともに、これを活用し、各学部の教育目標に相応した双方向授業を推進する。

シラバスに予習・復習のための方法や参考文献・教材などを明示するなどにより、予習・復習を前提とする授業を展開する。

教育単位ごとのFD活動や「授業改善のためのアンケート」の分析等によりシラバスの実情を検証して、次年度シラバスの改善に活用する。また、学習情報の提供方法の一環としてWebCTなどの利活用をさらに進める。

インターンシップ・体験実習や地域社会で活躍中の社会人による特別講義などの体験型の授業を拡大する。

全学インターンシップ連絡会議を中心に関連委員会と連携し、公募型インターンシップの単位化を含め、各学部等の教育目標に適合したインターンシップ・体験学習等を更に充実させる。

国際的視野と外国語能力を高めるため、交流協定校における学習を奨励する。

交流協定校における短期語学研修を含めて、留学プログラムに関する多様な情報の提供方法を改善するとともに、留学説明会等を充実させる。

教育効果を高めるため、T A (Teaching Assistant) 制度の運用を充実させる。

Kumamoto University Teaching On-line (『教育方法改善ハンドブック』) を活用して、優れたTA活用例を紹介し、TA制度による教育効果の更なる向上を図るとともに、TA研修を実施する。

情報機器・視聴覚機器を活用した e-learning システムなどの教育方法や教材の開発・運用を進める。

平成19年度に新設される e ラーニング推進機構において、システム開発を進めるとともに、教員の e-learning コンテンツ開発への支援体制を強化する。

教育方法の改善を図るため、F D 研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などの F D 活動を強化拡充する。

全学的に、教員が集团的に授業成果を検証し、授業改善活動を実施する。また、各部署等においては、FD研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのFD活動を行う。

6) 成績評価

それぞれの授業科目の教育目標をシラバスに明示し、目標の達成度によって厳格な成績評価を実施する制度の整備を進める。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

日常の継続的な学習活動を適正に評価するため、定期試験のみによる評価ではなく、レポートや小テストの実施や出席状況の管理などの多様な方法の組み合わせによる総合評価システムを拡大する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生に対するインセンティブ付与のため、卒業及び修了期における学部及び大学院教育の学業成績が特に優秀な学生の表彰や、成績優秀者に対する履修制限の撤廃等による早期卒業が可能となる制度を充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教育実施体制の強化

学長を議長とする教育審議会を設置し、大学教育の在り方に対する大綱を審議する。

平成17年度に完結した。

教育審議会の下に施策の具体化と実施を担う教育委員会等を設け、両者の機能分担により総合的で機動的な意思決定を行う。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学教育機能開発総合研究センターは、本学の教育目標を達成させるため、教育審議会、教育委員会、教養教育実施会議及び学部等と連携を図り、教育方法等に関する調査・研究・開発を行う。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 教養教育実施体制の強化

教養教育の実施を担う教養教育実施機構を中心に、全学協力体制を強化する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 適切な教員の配置

教員の人事において、研究能力だけでなく教育能力をも考慮した選考を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教育・研究をグローバルに展開し、かつ、外国語及び異文化交流理解等のための教育環境を整備し充実するため、外国人教員の積極的な採用方針を検討し、促進する。

東アジア言語を強化するための外国語教育の見直しを行い、中国語、朝鮮語のための外国人教員の採用を検討する。

教員組織とは別に教育プログラムを開発して運用する方式など、より効率的な教育を行えるシステムを各学部・研究科等で検討し、可能な部局から整備する。

人文社会科学系大学院の平成20年度設置を目指し、人材養成目標を具体化する教育システムを構築するために、柔軟な教員組織と運営体制について検討する。

4) 総合情報環構想の推進

総合情報環構想における、学習支援、教育研究支援に関する次の計画を推進する。

教育研究、地域連携、大学運営等に関する情報(データ)の統合化・一元化

教員個人活動評価と各学部等の組織評価の実施に併せて、教育研究・大学運営等の全学データベースの構築を推進する。

共同利用情報端末室、遠隔授業等に対応した講義室・学習室等の整備
リプレイス後の情報教育用クライアントパソコンと情報教育環境管理サー

バとの連携アプリケーションの開発を行う。

5) 図書館機能の充実

図書館機能の電子化を進めるとともに、図書館利用環境の整備を進める。
安定した学術情報の提供を継続するため、電子ジャーナル及びデータベースに関する計画を策定する。

貴重書・古文書や文化遺産等の整理と電子的公開を促進する。
学術資料調査研究推進室の公開事業を推進する。また、引き続き、松井文庫冊子目録の整備と目録公開の準備を進める。

学生のニーズを充足するよう学習教育用基本図書を充実させる。
利用者アンケート等を基に、学生が自ら、学生用図書を選定するシステムを検討する。

6) 教育活動の評価・改善

教育委員会の企画・実施委員会と評価・FD委員会との緊密な連携の下に、各学部等は恒常的に評価結果をカリキュラムや教育方法の改善につなげる。
平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学教育機能開発総合研究センターは、学部と連携して、教育活動評価の方法や評価結果の有効活用等について調査・研究を行い、授業方法等の改善・向上を図る。

大学教育機能開発総合研究センターにおいて、「授業改善のためのアンケート」等を用いて、学生の評価と成績の相関性などを分析して、授業目標の達成度評価等を行い、授業方法と成績評価の改善策等を検討する。

大学評価企画・実施会議は、定期的に学部等の教育評価を行い、必要な報告を行う。

各学部等の教育単位ごとの組織評価を実施して、「教育改善・質保証システム」等を整備する。

授業改善や授業方法に優れた教員を表彰し、これを個人の教育業績の評価に加味する。

教育面で優れた教員を表彰する制度について検討し、学部等の教育単位ごとの実施を目指す。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習支援体制の充実

クラス担任、チューター、TAに加えて、履修指導担当教員の配置、オフィスアワー等、各学部・研究科等に応じた学習相談や履修指導を強化する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学務情報システム（SOSEKI）の機能拡充に努め、自立的学習支援を推進する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各学部は、総合情報基盤センターとの連携により、教育用パソコン、遠隔学習システム（WebCT、e-learning）、全学無線LANシステムを拡充し、遠隔・対面講義や個人学習の環境整備に努める。

eラーニング推進機構内に、ビデオコンテンツ制作スタジオ等を整備し、教員のe-learningコンテンツ開発への支援体制を強化する。

空き時間の教室利用を容易にするなどの利便を図り、学生の自学・自習を推進する。

引き続き、グループワークなどを伴う学習方法に対応した自習環境について検討し、集団的利用が可能な自習スペースを全学的に拡充する。

2) 学生生活支援体制の充実

学生相談室を中心に、各種の相談窓口を体系的に整備する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生委員会において、学生の休・退学、留年、不登校の実態調査をきめ細かく実施し、学生の抱える問題に適切に対処する。

学生相談室・相談員・保健センター等の連携によって、引き続き心のケア体制の充実を図る。

セクシュアル・ハラスメント防止対策のため、広報、講演会等をさらに充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。

学生食堂の拡張計画を策定する。また、大江グラウンドの再開発等について検討する。

3) 就職支援体制の充実

就職課を設置し、教員と事務職員が一体となった全学的就職支援を行う。

整備を終えたキャリア支援課と学部等が連携して、各種支援策をさらに充実させる。特に、ホームページ、メーリングを活用した求人情報伝達を強化し、綿密な就職支援を図る。

職業観を育成するため、低学年時より、全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会等を行う。

引き続きキャリアデザインセミナー等の一連のキャリア教育・支援活動を実施するとともに、低学年向けのキャリアガイダンス等の支援講座を充実さ

せる。

同窓会、OB等との連携により、企業訪問、企業説明会等を実施し、就職活動を支援する。

同窓会、企業等と協力・連携して、キャリア支援サイト内のOBOG情報を充実させるとともに、OBOGを活用した新たな支援講座を準備する。

4) 経済的支援の推進

各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、授業料免除システムの活用により、経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

5) 社会的能力の向上

体育会・文化部会及びその下にある各種サークル活動を支援する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

ボランティア活動をはじめとする学内外における学生の活動を奨励・支援する。

学生の学外における様々な活動状況を把握するとともに、その活動に対する支援を行う。また、各種ボランティア情報を収集し情報の提供を行う。

大学の事業に学生を参加させる方策を検討し、可能な事業から実施する。

学生代表と学長との懇談会を定例化して、学生の意見を大学運営に活かすとともに、オープンキャンパス等の大学事業の企画・運営への学生参加を推進する。

6) 社会人学生、留学生に対する配慮

社会人学生が休日や夜間にも利用できる学習環境の整備に努めるとともに、在宅学習等の遠隔授業実施体制を拡充する。

24時間、インターネットから利用可能なオンライン学習環境を提供するため、サポートシステムを開発し、総合認証及びポータル対応を進める。

留学生の宿舎確保に努めるとともに、熊本大学外国人留学生後援会による留学生支援の拡充を図る。

国際交流会館の設備備品の平成19年度整備計画を策定するとともに、管理運営の見直しを行う。また、熊本大学外国人留学生後援会などの基金に関して、その原資の拡大に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 世界水準の研究の推進

独創性の高い先導的研究を、次の2つの方針の下に推進する。

部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、大学として重点的に推進する。

「拠点形成研究」の中間評価（17年度採択分）及び最終年度評価（15年度採択分）を実施する。

発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センター、衝撃・極限環境研究センター及び沿岸域環境科学教育研究センターにおける研究を重点的に推進する。

各センターの研究環境及び研究者が研究に専念できる体制を整備する。

教員の自由な発想に基づく基盤的研究を推進するため、各部署等において優秀な人材を確保する。

各部署等における基盤的研究の推進に関わる方針・計画を示す。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者を積極的に採用するとともに、学長裁量経費を活用する。

特任教員システムの活用により若手研究者の採用に努める。また、若手研究者の短期・長期海外研修制度（国際化推進プログラム・海外先進研究実践支援）を活用する。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターを活用する。

生命資源研究・支援センターの関連部署等に支援業務に関する調査を実施する。また、支援業務の活用を広めるために、外部資金等による経費の支出が可能なシステムを整備する。

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを活用する。

3施設（地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー）の活用状況を点検し、実用化研究推進のための新たな体制整備を図る。

世界水準の研究推進のための、競争的外部資金をより多く獲得する。

前年度実績の分析を基に外部資金獲得増の方策を継続的に検討し、実施する。また、競争的外部資金の運用・管理・監査体制を構築するとともに、円滑に研究を推進するための支援体制の整備に努める。

2) 知的成果の社会への還元

知的成果を社会へ還元するため、受託研究や共同研究を積極的に行う。

「大学知的財産本部整備事業」の事業終了に伴い、現在の知的財産創生推進本部体制をさらに先進させ、新しく国際的な知財事業展開が可能な体制へと整備を図る。

研究の成果を実用化に結びつけるため、産学マッチングファンド等による産学連携を推進する。

熊本県及び財団法人くまもとテクノ産業財団等と連携し、産学マッチングファンド等の獲得を目指す。

積極的に社会との連携を図るため、研究成果の技術移転、人材育成を行う。
熊本TLOとの新しい連携体制を構築し、研究成果の技術移転を図る。

地域社会のニーズを的確に捉えつつ地域の課題等に対処するため、研究会等を実施する。

県内大学及び高専等と連携して地元企業との交流会等を実施する。

3) 研究の水準・成果の公表・検証

個人の研究活動情報を提供するため、研究者総覧などのデータベースを常に更新して公表する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学全体及び各部局等の活動に関する情報をホームページで公表する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学として又は各部局においてシンポジウムなどを積極的に開催し、参加者からの意見を聴取する。

九州経済産業局をはじめ、日中韓の行政機関の主催で開催される「環黄海経済・技術交流会議」(於熊本)において、事務局幹事校として「環黄海産学官連携大学長フォーラム」の開催を支援する。また、研究の水準・成果を公表するため「熊本フォーラム」を開催する。

大学主催の知的財産公開シンポジウムなどを定期的に行い、企業ニーズの情報収集を行う。

公開シンポジウム、セミナー等を定期的に行うとともに、各種展示会やフォーラム等に参加し、最新の企業ニーズの情報収集及び分析を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 研究推進体制の確立

学長の下に設置する研究戦略会議において、大学として重点的に推進する拠点形成研究を選定する。

平成18年度までに中期計画を達成した。

研究戦略会議において策定された基本方針に基づき、研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況を点検する。

「拠点形成研究」の中間評価(17年度採択分)及び最終年度評価(15年度採択分)を実施する。

各大学院における研究教育の活性化及び変革発展を先導するため、「大学院先導機構」を設置した。この「大学院先導機構」に研究戦略会議で選定した拠点形成研究を組み入れ、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出を推進する。

グローバルCOEプログラムへの課題提案を通じて、競争的資金等の外部資金を活用した若手研究者の採用・育成を推進し、「大学院先導機構」の充実を図る。

2) 研究資源配分体制の構築

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究計画の実施に関し、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を計画し、実施する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局は、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を実施する。

各部局における組織的な人材運用計画に基づき、適格な人材の運用及び効果的な人材配置を実施する。

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究に関し学内研究資金の確保と配分の基本方針を策定し、研究推進本部が具体的に計画し、実施する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、適切な研究資金の配分システムを構築する。

各部局において、研究支援配分システムの構築や重点配分可能な研究資金の確保策の策定等、部局独自の研究資金配分システム構築のために必要な諸施策を行う。

研究戦略会議は、研究設備等の基本方策を示し、研究推進本部において、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実を図る。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、共通研究スペースに必要な設備を設置する。

共通研究スペースの再配分システムを構築する。

民間等研究員を積極的に受け入れ、民間等とのプロジェクトを実施するため、本学の共用スペースを積極的に活用する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局レベルで、研究人員に応じたスペースが確保できるよう配分システムを構築する。

各部局は、改組、PFIによる改修等を行い、研究人員に応じた研究スペースの確保に努める。

3) 研究支援センター等の充実

技術支援を推進するため、生命資源研究・支援センター等の設備等の整備を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努めるとともに、生命資源研究・支援センター等の次期中期計画における設備整備の支援体制について検討する。

情報設備等の充実のため、総合情報基盤センターを核とした情報基盤の整備を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努めるとともに、総合情報基盤センター等における情報基盤整備に関して、次期中期計画における来るべき時代のニーズに応えるための「総合情報環の高度化」等について検討する。

学術情報基盤の活用のため、附属図書館の整備を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。附属図書館等における学術情報基盤整備については、経費高騰についての対策を検討しつつ、次期中期計画における「図書館機能の高度化」等について検討する。

4) 知的財産の創出・取得・管理・活用

知的財産創出のため、次の取組みを行う。

知的財産マネージャーが研究会に参加し、シーズ探索及び情報提供を行う。

知的財産マネージャー等の研究室訪問等により、引き続き研究シーズの発掘に努めるとともに、企業ニーズ等の情報提供を実施する。

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（起業化人材育成）、地域共同研究センター（応用的研究等）及びインキュベーション施設（実用化研究）を有機的に連携させ効果的に知的財産を創出する。

3施設（地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー）の有機的連携の下、実用化研究推進のための新たな体制整備を図る。

知的財産の取得・管理を機能的に行うため、知的財産創生推進本部が中心となり、発明の届出・審査・出願・管理を行う。

「大学知的財産本部整備事業」の事業終了に伴い、現在の知的財産創生推進本部体制をさらに先進させ、新しく国際的な知財事業展開が可能な体制へと整備を図る。

知的財産の活用のため、熊本TLOと連携し効率的に研究成果の技術移転を行うとともに、大学発ベンチャー起業を推進する。

熊本TLOとの新しい連携体制を構築し、研究成果の技術移転を図る。ベンチャー起業の推進方策を実施する。

黒髪キャンパス、本荘キャンパス及び東京（港区芝浦）にそれぞれリエゾ

ンオフィスを設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用のワンストップサービスを行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

5) 研究活動の評価・質の向上

研究戦略会議・研究推進本部は、「拠点形成研究」を評価し、その後の支援の在り方に反映させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

個人及び組織の研究活動を向上させるため、第三者評価機関の評価結果に基づき、大学評価会議及び大学評価・企画実施会議が、研究活動の活性化のための改善策を提言する。

学部・研究科等を単位として、組織評価を実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 地域社会との連携

地域連携推進本部を中心とした地域社会との連携を推進する体制を整備するとともに、学内に地域連携の窓口を設置し、積極的な情報の収集及び発信を行う。

生涯学習教育研究センターと政策創造研究センターの統合により、総合的な社会貢献支援組織として「政策創造研究教育センター」を新設する。

併せて自治体からの職員の受入れを促進する等、地域社会との政策研究連携を強化する。

放送大学熊本学習センターの誘致を目指す。

平成17年度に完結した。

「熊本大学LINK構想」（熊本大学と熊本県（県庁、学校、企業等）の情報ネットワークを構築し、熊本大学の資源を地域に活用する構想）を活用して「教育（人材養成）」、「産業振興」、「地域課題解決」及び「環境保全」などの分野について具体的事業をコーディネートし、地方自治体と共同で実施する。

自治体職員を対象とした専門職業人育成プログラムの充実を図る。また、「産業振興」、「環境保全」等の地域課題解決のプロジェクト研究を推進する。

2) 地域における教育の質の向上

初等・中等教育においてはユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業等を支援する。

引き続き、ユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業等を支援する。理学部においては、特定地域教育支援室を設置し、地域の教育機関等と連携をとりながら地域の教育力向上に取り組む。

生涯学習教育研究センターを中心として、公開講座及び社会人への授業開放を拡充する。

生涯学習教育研究センターと政策創造研究センターの統合により、総合的な社会貢献支援組織として新設する「政策創造研究教育センター」を中心として、引き続き公開講座、授業開放等の充実を図る。

3) 産学官連携の推進

熊本TLO、JST(科学技術振興機構)及びRSP(地域研究開発拠点支援事業)など学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転を拡充する。

学外の諸機関等と連携し、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転を実施する。

4) 国際交流の推進

国際共同研究プロジェクトを推進し、学術上の国際協力連携と研究者の人的交流に積極的に取り組む。

共同研究のために来日する外国人研究者の受入れ体制について検討する。

大学の学術振興支援事業、外部寄附金等の支援を得て、国際会議、国際シンポジウム等を開催する。

平成17年度に策定した会議、国際シンポジウムの支援施策を、引き続き実施する。産学官等、外部とも連携して、国際会議開催に取り組む。また、工学部が開催を予定している熊本フォーラムをはじめ、学内で主催実施する国際シンポジウムの開催を支援する。

教職員の海外出張・研修を積極的に実施するとともに、客員研究員の受入れを拡充する。

前年度までに進めた交流支援施策について、成果を検証し必要な改善を行う。外国人研究者が恒常的に研究に参加できる環境整備について、課題をとりまとめる。

短期留学生プログラムの活用等による留学生受入体制の整備を行う。

短期留学生プログラムの整備と活用を踏まえ、平成18年度に策定した留学生の生活等支援施策を実施する。

海外留学を推進するため、協定校を増加させるとともに、海外留学オリエンテーションを実施する。

留学情報の提供方法や留学説明会等を見直して改善を行う。

大学院生の国際会議等への参加を奨励する。

「熊本大学国際奨学事業」により、大学院生の国際会議への参加・発表を推進するとともに、その成果と問題点を分析する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 医療サービスの向上

患者満足度を高めるため、ISO9001の認証に基づき医療の質的向上を図り、かつ、安全管理体制を点検・改善する。

検査部門において取得したISO15189（臨床検査室認定）について、新中央診療棟の開院に伴う体制整備と併せて、更なる検査精度の向上を図る。

医療カウンセリング室（仮称）を設置し、医療行為に関連したメンタルヘルスを積極的に支援する。

地域医療連携センターを中心とした患者相談体制を整備し、平成18年度に設置したセカンドオピニオン外来を充実させる。

地域に必要とされる医療については、不採算部門であっても他の医療機関との連携を図り、その部門の運営を支援する。

熊本県から要望のあった周産期医療充実のため、NICUを増床するとともに、周産母子センターの整備を図る。

本院の診療に係る人的体制の整備充実を更に進め、地域から必要とされる医療について、具体的な展開計画を策定する。

平成15年度から平成19年度に係る熊本県保健医療計画（第4次）を踏まえ、高度な救急医療を24時間体制で実施するため、「救命救急センター」の設置を目指す。

平成18年度に完結した。

附属病院が中心となって、地域医療における診療録の電子化と共有化を推進するドルフィンプロジェクトを積極的に支援する。

診療録の電子化のため、病院情報管理システム更新（リプレース）に併せて、診療録電子入力を行うための新しい入力・出力インターフェイスの研究・開発を行う。

医療の質の向上を図るため、他大学や他病院との連携を図り、全ての医療従事者について研修を実施する。

キャリア開発支援システムの整備・充実を図る。

都道府県がん診療連携拠点病院として、がん医療従事者を対象とした研修を実施する。

2) 先端医療の開発・導入、医療人育成

「総合臨床研修センター」がコーディネーターとして、関係学部、院内各診療科（部）、地域の臨床教育研修関連施設等と連携して、次の方策を通して良質な医療人を育成する。

医療人の教育研修については、これら機関や地域の関連医療機関等と連携して、卒前教育、卒後研修、生涯教育学習を推進する。

スキルスラボの施設の充実を図り、臨床シミュレーションシステムを導入した教育プログラムを検討する。

平成16年度から必修化される医師の卒後臨床研修、平成18年度からの歯科医師の卒後臨床研修の必修化へ対応するため、適切な研修プログラムの管理・運営を行う。

歯科医師卒後臨床研修について、研修医、指導医からの意見を聴取し、必要に応じてプログラムを見直し、改善を図る。

研修医の研修評価と初期臨床研修修了後のフォロー（専門診療科への移行、大学院への進学等）を適切に行う。

初期研修終了後のフォローとして、キャリアパスに関するセミナーを開催する。

薬剤部においては、実習体制の整備を行い、医学部及び薬学部の学生に対して、医薬品適正使用推進のための教育研修を実践するとともに、病院内の医療従事者に対して医薬品の安全管理に関する啓発活動・支援を拡充する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

感染免疫防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療等の附属病院の重点研究領域については、本学研究拠点である発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センターなどとの共同研究プロジェクトに対する支援を図り、臨床応用への導入を推進する。

新興及び再興感染症の予防・治療に関するプロジェクトを支援し、予防・治療薬の開発推進及び臨床応用を目指す。

重点研究領域の臨床応用への導入を推進するため、先導的なトランスレーショナルリサーチを行う「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置を目指す。

新薬開発拠点構想の実現化を図り、新薬開発と臨床応用のネットワークの核となる治験フロンティアセンターの構築を目指す。

3) 経営の効率化

各診療科・各部門間の壁をなくし、臓器別診療体制を確立して、病院長のリーダーシップの下で、病院職員ポストを流動化し、病院経営上、効率的な人員配置、予算配分が可能な体制を構築する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

中期目標期間中について、病床稼働率86%以上を維持、クリニカルパスを拡充、平均在院日数を短縮（23日以内）し、経営の効率化を図る。

クリニカルパスの充実を図り、一般病床の平均在院日数19日以内を維持する。

附属病院の収入については、平成16年度収入予算を基礎として、経営改善係数2%を乗じた額の増収を図る。

平成19年度経営改善計画に基づき、収支目標額の達成を目指す。また、病院収支を分析し、平成20年度経営改善計画を策定する。

附属病院の機能を強化するため、東病棟の早期新営に向けて再開発計画を積極的に推進する。

平成18年度に完結した。

附属病院の情報網を整備し、電子カルテ整備、X線画像のフィルムレス化及び情報の共有化を図り、病院業務の効率化を推進する。

病院情報管理システムの更新（リプレイス）に併せて、診療情報の電子化、共有化の具体策を検討する。

X線画像のフィルムレス化を推進するため、フィルムレスシステムを導入する。

臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士等の診療支援業務の医療技術職員については、業務の効率化を推進するため、人員配置を見直し、集中管理する管理運営体制を構築する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 実践的教育の推進

学部・大学院と連携し、社会状況に対応した教育方法に改善するとともに、自然体験活動教育、IT教育等を充実する。

それぞれの学校種毎に、社会状況に対応した教育方法に改善し、実践する。

地域教育のレベルアップを図るため、研究発表会や講師派遣等により、公立学校等に対する先導的教育の情報提供や助言を行う。

引き続き、先導的教育を推進するとともに、研究発表会の開催、講師派遣、学校視察者の受入れ等を行い、地域における公立学校等に対する先導的教育を支援する。

多様な児童・生徒を受け入れるため、学力、適性能力等を総合的な視点で選考する方策を検討し、実施する。

平成18年度に附属中学校で実施した総合的な選考方法について点検する。

社会の動向を踏まえ、1学級の児童・生徒定員35人の実現に向けて検討する。

引き続き、35人学級の実現に向けた検討を行う。

2) 学校運営の充実

学校評議員など学外の意見を活用し、教育体制、支援体制に係る具体的方策を検討し、実施する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

資質の高い教員を確保するため、熊本県と教員の人事交流に関する協定を締結し、交流を促進する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

熊本県教育委員会と連携し、公立学校の初任者研修、10年経験者研修等を充実する。

引き続き、熊本県等との連携を推進し、公立学校等の研修に関する助言や講師派遣を行い、また、必要に応じて研修場所の提供等を行う。

3) 学部等との連携

学部・大学院における教員養成のカリキュラム改善や教育方法の開発を支援する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教育実習、教育現場の研究や観察等を充実させるとともに、学部教員と附属学校園の教員が連携し、学生に対する適切な教育現場を提供する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 運営体制の確立

施策立案、執行、評価を行うシステムを整備するため、役員会を中心とした施策立案機能を構築する。

前年度の見直しに基づき、役員会を中心とした施策立案、執行、評価機能及びその体制について再構築を図る。

学長の下に総合企画本部を設置し、教員と事務職員が一体となって企画・立案を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

円滑な大学運営に資するため、部局長等連絡調整会議を設置し、定期的に全学的な意見の集約及び調整を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 全学的会議体の整備

全学的会議体を「施策」、「教学」、「管理運営」に関するものに大別し、役割分担を明確にしつつ効果的な体制に再編・整備する。

前年度の見直しに基づき、全学的会議体を効果的な体制に再編・整備する。

教員の負担軽減を図るため、全学的会議体の委員構成を見直す。

前年度の見直しに基づき、全学的会議体の委員構成を再編し、教員の負担軽減を図る。

全学的会議体の構成員は部局の運営組織の責任者とするなど、大学と部局との連携を強化する体制を構築する。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教員と事務職員との協力連携による一体的運営を図るため、大学・部局の会議体に関係の事務職員を構成員として加える。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 部局運営体制の整備

部局長を中心とした部局運営体制を強化するため、副部局長を設置し、活用する。

前年度の検討に基づき、全学的な副部局長制の導入を検討する。

効率的な部局運営を行うため、教授会の審議事項を精選するとともに、代議員会を活用する。

教授会の運営状況の検証結果を踏まえ、審議事項の精選、代議員会の活用を推進する。

効率的な部局運営を行うため、全学的会議体の整備を考慮しつつ部局会議体を再編する。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

4) 学内資源の配分

学長の下に設置する企画会議、研究戦略会議を活用し、全学的な視点から重点的に資源配分を行う。

これまでの取組を検証した結果を踏まえて、重点的な資源配分を行う。

17年度に策定した改修計画を基に、屋外環境・安全対策に重点を置いた改修整備を進める。全学共用スペースとして、平成18年度に策定した方針の下、工学部8号館、工学部研究棟-1の有効活用を図る。

これまでの実施状況を踏まえ、平成19年度以降の戦略的な教員定員の運用計画を検討する。

5) 学外者の任用

法人運営上、専門知識・経験を要する職務等への学外の有識者・専門家の任用を進める。

多様な雇用を可能とする人事制度としての個別契約や年俸制度の導入に関して一定の基準を策定する。

6) 内部監査機能の充実

内部監査機能の充実を図るため、監査に関する研修を実施するとともに、監事及び会計監査人の指導の下、監査基準等の見直し・整備を行う。

内部監査室及び財務課の連携を強化し、より効率的・効果的な監査体制を構築する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

学長の下に設置する企画会議を中心に教育研究組織の見直しを行い、必要に応じ学部・研究科・学科・専攻等の再編を行う。

教育研究組織について、総合企画会議において必要に応じ、学部・研究科・学科・専攻等の見直しを行う。

大学院を、生命科学系大学院、自然科学系大学院、人文社会科学系大学院に整備する。

文学研究科、法学研究科、教育学研究科の在り方を検討し、人文社会科学系大学院の再編・整備案を策定する。

研究組織（研究部）と教育組織（教育部）の分離による柔軟な教育研究体制の導入を図る。

大学院において、研究組織（研究部）と教育組織（教育部）の分離による柔軟な教育研究体制の導入を検討する。

医学教育部保健学専攻の設置を検討し、整備する。

前年度に策定した計画に基づき、保健学教育部（修士課程）の平成20年度設置を目指す。

教員養成機能の充実を図るため、隣接県の教員養成系学部との再編・統合を視野に入れつつ教育研究組織の見直しを行う。

専門職大学院を含む教員養成課程・研究科の改編計画案を策定する。

主として研究を目的とする学内共同教育研究施設については時限的な組織とし、研究の動向等を踏まえつつ必要な見直しを行う。

前年度の計画に基づき、生涯学習教育研究センターと政策創造研究センターとの統合を図る。

発生医学研究センター等、COE性の高い学内共同教育研究施設については、附置研究所への転換を図る。

発生医学研究センターについては、附置研究所への転換に向けて引き続き概算要求を行う。

医学部附属病院の位置付けの見直しを行う。

大学における附属病院の位置付けについて、さらなる検討を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 適切な人員管理

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

これまでの実施状況を踏まえ、平成19年度以降の教員配置計画を検討する。

教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、教員定員の一定数を全学的に確保・運用する。

これまでの実施状況を踏まえ、平成19年度以降の戦略的な教員定員の運

用計画を検討する。

2) 人件費削減への取組

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬(基本給、諸手当)及び常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当)に係る人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図る。

引き続き概ね1%の削減を図る。

3) 多様な人事制度の構築

外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、年俸制などの多様な雇用が可能となる人事制度を整備し、導入する。

多様な雇用を可能とする人事制度としての個別契約や年俸制度の導入に関して一定の基準を策定する。

産学官連携推進等の社会のニーズに対応するため、責務相反の観点を踏まえ、兼職・兼業のルールを策定する。

部局長等の兼業・兼職の承認基準を緩和し、全学の統一的なルールを策定し、実施する。

4) 人事評価システムの整備

教職員の人事評価の基準を確立し、サバティカル制度等のインセンティブを付与するシステムを構築する。

教員個人活動評価(平成16年度試行、平成18年度本格実施)も参考に人事評価を行い、その結果を賞与、給与等へ反映させる仕組みを整備する。

18年度試行の結果を受け、評価基準等を見直し、事務系職員の人事評価を実施する。また、その結果を給与等へ反映させる仕組みを整備する。

5) 任期制・公募制の推進と外国人・女性等の採用

各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する。

18年度までの実績と検討を踏まえて、新たに設置するセンター等の組織への任期制の導入を推進する。

企画委員会において教員の選考方法を全学的に調整し、公募による選考割合を増加させる。

当初計画の達成を踏まえて、さらに制度の完成度を高めるために、部局ごとに教員選考方法の現況分析を行う。

平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、募集手段・媒体を工夫するなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。

外国人研究者の積極的登用を図るため、外国人の就労環境の整備に努めるとともに、国際的に通用する雇用形態の導入について検討する。

平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく採用を進める。

18年度に設置された男女共同参画推進委員会が中心となり、女性研究者の積極的登用を図るための方策を検討し、学内の意識改革、女性のための就労環境の整備に努める。

6) 事務職員等の採用・養成・人事交流

優秀な人材確保の観点から、専門性が求められる業務については、選考採用を可能とする制度を導入する。

平成17年度に完結した。

事務職員等の質の向上及び組織の活性化の観点から、文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を行う。

人材育成と組織の活性化の視点から、引き続き文部科学省や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を計画的に行う。

職員の質の向上を図るため、研修制度を充実する。

人材育成の基本方針を策定するとともに、研修の体系化を行い、基本方針に基づく研修を実施する。

4 事務等の簡素・合理化に関する目標を達成するための措置

事務協議会等を活用して各種事務の見直しを推進し、次の措置を講じる。

各種事務の合理化を行うため、業務内容を分析し、可能なものからアウトソーシングを進める。

旅費計算業務等のアウトソーシングの実績を踏まえ、他の業務についてもアウトソーシングの可能性を検討する。

各種事務の電子化を進める。

電子事務局構想に基づき策定した具体的な施策を実施する。

企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した事務組織を編成する。

前年度に再編した事務組織について、企画・執行・管理・サービスの視点から、その機能状況について検討する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金を、中期目標期間中に平成15年度比で25%増加させる。

「科学研究費補助金の申請・採択増の方針」について、過去の実績を踏まえて整備を行い、その「方針」に基づき具体的方策を実施する。研究シーズ集(CD-ROM)及び「産学官連携のしおり」の改訂及び企業等への配布を実施する。

国際的拠点として、独自の財政基盤を強化するために、熊本大学基金(仮称)等の創設を計画し、その充実を図る。

研究成果や研究活動の実績を積極的に公開し、大学のシーズと産業界のシーズの結びつけに努め、受託研究及び共同研究を増加させる。

Web上での情報提供を進め、研究シーズ集の更新及び提供の場を増加させる。

遺伝子改変マウスの供給等について、国内外からの委託件数を増加させる。

遺伝子改変マウスの供給等について、委託件数を増加させるための取組を推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

一般管理費について平成17年度から毎年度1%程度削減する。

平成16年度に作成した「経費の抑制、節減方策に関するアクションプログラム」に基づき、平成19年度節減予定額の実現に努めるとともに、平成20年度における節減項目及び節減予定額を設定する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

マスタープランを踏まえ、施設マネジメントの一環として、次のとおり土地・建物等の資産の効率的な運用を行う。

利用状況を定期的に点検し、企画会議において資産の有効活用のための諸施策を策定する。

大江キャンパスについて、室利用状況調査を実施し、これを基に点検・評価を行い、必要に応じて薬学部本館について、有効利用のための改善策を策定する。

法人所有の特許権などの知的財産権の増大に努め、民間企業等と共同研究を行い、その実用化を推進する。

引き続き実用化を踏まえた知的財産の増加に努める。また、企業へのマーケティング活動や本学が中心となって行う新技術説明会の充実を図り、共同研究の増加を目指す。

教育研究拠点形成を目指し、共用スペースの確保と支援を行う。

本荘キャンパスの室利用状況調査を基に、必要に応じて共用スペースを拡充する。

土地・建物等の資産の貸付料の改定を行う。

消費者物価指数等の動向を踏まえながら、土地・建物の貸付料の改定を行う。また、近隣施設を調査し、講義室及び体育館の一時貸付料の改定を行う。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

全学的に教育研究等の活動評価及び教員の個人活動評価を3年に1回実施し、フィードバックすることによって改善を行う。

教員個人活動評価及び各学部等の組織評価を実施し、「教育改善・質保証システム」、「研究水準点検システム」等を整備する。

組織や教員個人の活動の活性化を促すため、評価結果に基づくインセンティブの導入を推進する。

教員個人活動評価(平成16年度試行、平成18年度本格実施)も参考に人事評価を行い、その結果を賞与、給与等へ反映させる仕組みを整備する。

教育研究活動のデータを収集・分析するシステムを整備・充実する。

大学評価・学位授与機構による評価、並びに大学情報データベースに必要なデータを集積するシステムを導入し、運用する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

社会貢献・広報・情報戦略会議において大学情報を分類し、社会のニーズに対応した広報手段を定める。

本学のブランド化に効果的な広報手段を選択して、国内・国外への情報発信を積極的に展開する。

ホームページ、広報誌の充実を行う。

外部機関によるホームページ・ランキング等を参考に、ホームページ・コンテンツの充実を図るとともに、ブランド化の視点で全学広報誌を改善する。

学外に情報プラザ等を開設する。

東京リエゾンオフィス、上海オフィス、韓国オフィスなど、国内・国外の情報発信拠点における情報発信・情報提供を強化する。

積極的に記者発表を行う。

定例記者懇談会の充実を図り、報道価値の高い大学情報を発信する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設設備の整備

施設整備の長期構想(マスタープラン)を策定し、計画的な整備を行う。

大江、京町、城東町キャンパスマスタープランを策定する。

ユニバーサルデザインや環境保全等の社会的要請に配慮した施設整備を行う。

前年度に引き続き、ユニバーサルデザインや環境保全等に配慮した施設整備を推進する。

PFI方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を推進する。

寄附による立体駐車場の整備を実施する。(財団(恵和会)、リース会社、施工業者の3者間における立替払委託契約により整備)また、JST地域結集型研究開発プログラムの推進を図るため、熊本県と連携した施設整備を行う。

P F I 方式による事業契約を行った「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」を確実に推進する。

事業計画に沿って、維持管理業務とそのモニタリングを実施し、P F I 事業を継続する。

熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」をP F I 事業として確実に推進する。

事業計画に沿って施設整備の完了を目指し、一部維持管理業務とそのモニタリングを実施する。

2) 施設設備の有効活用・維持保全

施設マネジメントを行うための組織とシステムを構築し、施設設備の維持保全と利用に関する点検・評価を行う。

17年度に策定した改修計画を基に、バリアフリーに重点を置いた点検・評価を行う。大江キャンパスの室利用状況調査を実施し、点検・評価を行う。

点検・評価に基づき、施設設備を計画的・効率的に維持保全するとともに、スペースを有効に活用する。

17年度に策定した改修計画を基に、屋外環境・安全対策に重点を置いた改修整備を進める。大江キャンパスについて、室利用状況調査の点検・評価を基に室の効率的な運用を図る。また、全学の講義室利用状況調査を実施し、必要に応じて稼働率向上のための改善策を検討する。

点検・評価の結果は、マスタープランに反映させる。

平成16年度に策定したキャンパスマスタープラン（暫定版）の見直しを行い、大江、京町、城東町地区のキャンパスマスタープランを策定する。

長期間にわたって施設設備を良好で安全な状態に保ち活用するために、教職員、学生の意識の向上を図る。

学生、教職員の意識を高めるため、ホームページ、ポスター、各部局等への通知（文書）を利用して、施設の利用状況や施設を有効に活用するための情報を発信する。

伝統的施設の保存と有効活用を推進する具体的な計画を策定し、順次実施する。

赤門（重要文化財）の整備について、文化庁等との検討を進める。また、五高記念館の公開や講演会、公開講座を開催する等により、施設の有効活用を図る。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

1) 教職員の安全確保等

中央安全衛生委員会、事業場毎の安全衛生委員会、安全管理室等を設置し、労働安全衛生法を踏まえた安全な職場環境を確保する。

前年度までの各種測定・検査結果を分析・検討し、引き続き安全な職場環

境の維持・改善に努める。

R I 及び有害物質等のデータベースシステムを構築し、管理を充実させる。

平成18年度に導入した薬品管理支援システムの円滑な運用を図る。データベースの運用・管理について、引き続き検討し、充実を図る。

教職員等に対して安全衛生管理に関する教育及び研修を実施する。

引き続き、採用者等に対する安全衛生教育並びにそれ以外の職員への安全衛生に関する教育及び研修を計画的に実施する。

2) 学生等の安全確保等

施設の定期点検を実施し、必要に応じ改修等を行う。

危機対応・安全管理マニュアルを整備するとともに、これに基づきキャンパス及び施設を点検し、計画的に整備と対策を実施する。

学生等に対して、実験・実習等における危険物取扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策等についての安全衛生教育を徹底する。

引き続き、実験・実習等における安全教育及び安全対策を実施するとともに、危険物取扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策等についての安全教育を徹底する。

附属学校園の幼児・児童・生徒に対する安全を確保するため、施設の点検・整備、避難訓練、安全管理マニュアルの見直し・改善を行う。

引き続き、安全に関する社会の状況や学校の現状を踏まえ、幼児・児童・生徒への適切な安全教育及び安全管理を行う。

前年度の訓練結果等に基づき、引き続き不審者侵入や災害等を想定した訓練方法を検討して、安全確保に努める。

前年度の実施状況に基づき、安全管理マニュアルの見直しを行う。

前年度の実施状況を分析し、定期的に安全点検を実施するとともに、設備等の整備を行う。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

4 1 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

予定なし。

2 担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(医病)中央診療棟	総額	施設整備費補助金 (2,643)
・(医病)基幹・環境設備	3,706	船舶建造費補助金 (0)
・小規模改修		長期借入金 (1,005)
・病院特別医療機械(再開発設備)		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (58)
・(本荘)発生医学研究センター施設整備事業(PFI)		
・(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業(PFI)		

(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

人事に関する方針

- 1 中長期的な人事計画に基づき適切な人員管理を行うとともに、新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。
- 2 教員の流動性を向上させるため、各教育研究組織において任期制を検討し、任期制が有効なものについては、導入する。
- 3 事務職員等の質の向上及び組織の活性化を図るため、他機関との人事交流を行うとともに研修制度を充実する。

(参考1)平成19年度の常勤職員数 2,055人

また、任期付職員数の見込みを 56人とする。

(参考2)平成19年度の人件費総額見込み 20,578百万円(退職手当を除く。)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,382
施設整備費補助金	2,643
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	135
国立大学財務・経営センター施設費交付金	58
自己収入	21,925
授業料及び入学金検定料収入	6,226
附属病院収入	15,061
財産処分収入	0
雑収入	638
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,288
長期借入金収入	1,005
目的積立金取崩	37
計	45,473
支出	
業務費	28,510
教育研究経費	15,702
診療経費	12,808
一般管理費	7,147
施設整備費	3,706
補助金等	135
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,288
長期借入金償還金	2,687
計	45,473

[人件費の見積り]

期間中総額20,578百万円を支出する。(退職手当を除く。)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額15,575百万円)

(注)「運営交付金」のうち平成19年度当初予算額16,130百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額253百万円。

(注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額975百万円

(注)「施設整備費補助金」のうち平成19年度当初予算額551百万円、前年度(補正予算)よりの繰越額2,091百万円。

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	40,808
經常費用	40,808
業務費	34,881
教育研究経費	4,502
診療経費	6,010
受託研究費等	1,422
役員人件費	125
教員人件費	13,054
職員人件費	9,768
一般管理費	2,556
財務費用	593
雑損	0
減価償却費	2,778
臨時損失	0
収入の部	41,507
經常収益	41,507
運営費交付金	14,966
授業料収益	4,843
入学金収益	785
検定料収益	164
附属病院収益	15,061
受託研究等収益	1,422
補助金等収益	135
寄附金収益	1,794
財務収益	1
雑益	637
資産見返運営費交付金等戻入	1,203
資産見返寄附金戻入	47
資産見返物品受贈額戻入	449
臨時利益	0
純利益	699
目的積立金取崩益	37
総利益	736

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	49,664
業務活動による支出	37,197
投資活動による支出	5,628
財務活動による支出	2,687
翌年度への繰越金	4,152
資金収入	49,664
業務活動による収入	41,478
運営費交付金による収入	16,130
授業料及び入学金検定料による収入	6,226
附属病院収入	15,061
受託研究等収入	1,422
補助金等収入	135
寄附金収入	1,866
その他の収入	638
投資活動による収入	2,701
施設費による収入	2,701
その他の収入	0
財務活動による収入	1,005
前年度よりの繰越金	4,480

別表

(学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数)

文学部	総合人間学科	165人	
	歴史学科	145人	
	文学科	215人	
	コミュニケーション情報学科	90人	
	人間科学科	25人	
	地域科学科	40人	
	学部共通(3年次編入)	20人	
教育学部	小学校教員養成課程	440人	
	中学校教員養成課程	280人	
	特別支援学校教員養成課程	20人	
	養護教諭養成課程	120人	
	地域共生社会課程	80人	
	生涯スポーツ福祉課程	160人	
	養護学校教員養成課程	60人	
法学部	法学科	840人	
	学部共通(3年次編入)	20人	
理学部	理学科	760人	
医学部	医学科	600人	
	保健学科	576人	
	保健学科共通(3年次編入)	32人	
薬学部	薬学科	110人	
	創薬・生命薬科学科	70人	
	薬科学科	180人	
工学部	物質生命化学科	332人	
	マテリアル工学科	92人	
	機械システム工学科	194人	
	社会環境工学科	142人	
	建築学科	112人	
	情報電気電子工学科	306人	
	数理工学科	20人	
	環境システム工学科	272人	
	知能生産システム工学科	308人	
	電気システム工学科	172人	
	数理情報システム工学科	156人	
	学部共通(3年次編入)	60人	
	文学研究科(修士課程)	人間科学専攻	14人
		地域科学専攻	20人
歴史学専攻		20人	
言語文学専攻		30人	
学校教育専攻		10人	
教育学研究科(修士課程)	障害児教育専攻	10人	
	教科教育専攻	68人	
	養護教育専攻	6人	
	法学研究科(修士課程)	法学公共政策学専攻	48人

医学教育部（修士課程）	医科学専攻	40人
医学教育部（博士課程）	生体医科学専攻	104人
	病態制御学専攻	88人
	臨床医科学専攻	124人
	環境社会医学専攻	36人
薬学教育部（修士課程）	分子機能薬学専攻	84人
	生命薬科学専攻	54人
薬学教育部（博士課程）	分子機能薬学専攻	54人
	生命薬科学専攻	39人
社会文化科学研究科（修士課程）	教授システム学専攻	20人
社会文化科学研究科（博士課程）	文化学専攻	12人
	公共社会政策学専攻	12人
自然科学研究科（修士課程）	理学専攻	200人
	複合新領域科学専攻	24人
	物質生命化学専攻	86人
	マテリアル工学専攻	50人
	機械システム工学専攻	114人
	情報電気電子工学専攻	162人
	社会環境工学専攻	76人
	建築学専攻	72人
自然科学研究科（博士課程）	理学専攻	20人
	複合新領域科学専攻	36人
	産業創造工学専攻	28人
	情報電気電子工学専攻	20人
	環境共生工学専攻	20人
	生産システム科学専攻	22人
	システム情報科学専攻	16人
	環境共生科学専攻	20人
	物質・生命科学専攻	11人
法曹養成研究科(法科大学院の課程)	法曹養成専攻	90人
特殊教育特別専攻科	知的障害教育専攻	30人
養護教諭特別別科		40人
附属小学校		720人
	学級数	18
附属中学校		480人
	学級数	12
附属特別支援学校	小学部	18人
	学級数	3
	中学部	18人
	学級数	3
	高等部	24人
	学級数	3
附属幼稚園		160人
	学級数	5